

古平町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年9月27日

古平町通学路交通安全推進会議

1 プログラムの目的

児童生徒の通学路の交通安全の確保に向けた取組を着実かつ効果的に推進するために、関係機関の連携体制を構築し、取組の基本的方針として「古平町通学路交通安全プログラム」を策定するものとします。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図り、本プログラムに基づく取組を実施するため、次のメンバーで構成する「通学路交通安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。

- 北海道開発局小樽開発建設部小樽道路事務所
- 北海道小樽建設管理部余市出張所
- 北海道札幌方面余市警察署
- 古平町交通安全協会
- 古平町交通安全指導員会
- 古平町立小中学校
- 古平町立小中学校PTA
- 古平町町民課
- 古平町建設水道課
- 古平町教育委員会

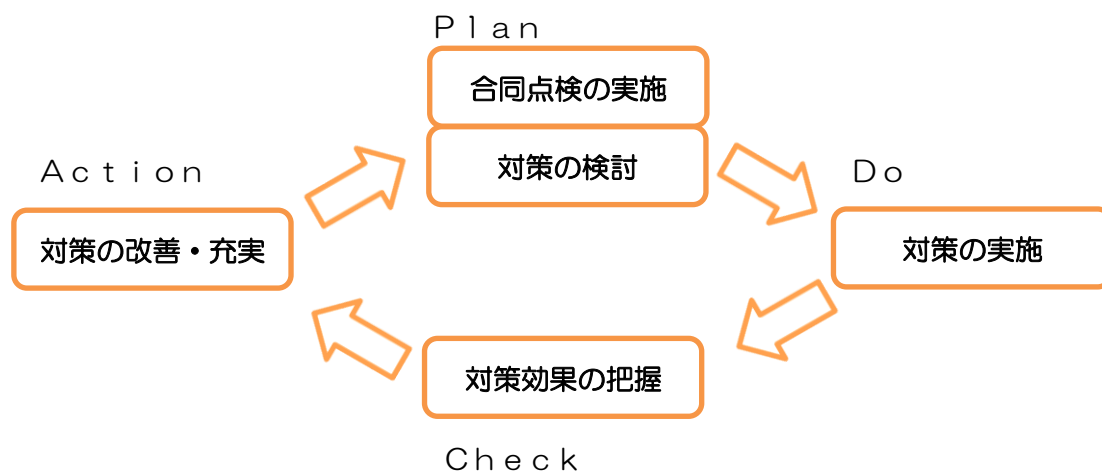
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、定期的な合同点検・対策を実施するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 合同点検の実施

- 小・中学校の通学路について、1年に1回、推進会議のメンバーによる合同点検を実施します。
- 効率的・効果的に行うため、推進会議において重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- 道路新設などにより新たな通学路を設定した場合や周辺交通状況の変化等により通学路の見直しを行った場合は、必要に応じて合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、必要に応じた具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童等が安全になったと感じているのか等を確認するため、児童や保護者の意見を聞くなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。